

映画英語アカデミー学会 会 則

第1章 総 則

- 第1条 本学会を映画英語アカデミー学会（The Academy of Movie English、略称 TAME）と称する。
- 第2条 本学会は、映画の持つ教育研究上の多様な可能性に着目し、英語 Education と新作映画メディア Entertainment が融合した New-Edutainment を研究し、様々な啓蒙普及活動を展開するなどして、我が国の英語学習と教育をより豊かにすることを目的とする。
- 第3条 本学会は教育界を中心に、映画業界・DVD 業界・DVD レンタル業界・IT 業界・放送業界・出版業界・雑誌業界、その他各種産業界（法人、団体、個人）出身者が対等平等の立場で参画する産学協同の学会である。
- 第4条 映画英語アカデミー賞の細則は別に定める。
- 第5条 本学会の事務局を名古屋市・出版社スクリーンプレイ社に置く。

第2章 事 業

- 第6条 本学会は第2条の目的を達成するため、以下の事業を行なう。
- ①毎年、新作映画メディアの「映画英語アカデミー賞」を決定する。
 - ②学会誌「映画英語アカデミー賞」を発行する。
 - ③ポスターやチラシ、新聞雑誌広告など、多様な広報活動を行う。
 - ④映画メディア会社の協力を得て、各種映画鑑賞と学習会を開催する。
 - ⑤新作映画メディアの紹介、ワークショップ作成およびその閲覧をする。
 - ⑥大会（総会）、講演会および研究会の開催または後援をする。
 - ⑦第2条の目的に添うその他の事業。

第3章 会 員

- 第7条 本学会には会則を承認する英語教師の他、誰でも入会できる。
- 第8条 会員は会費を納めなければならない。既納の会費及び諸経費はいかなる理由があっても返還しない。
- 第9条 会員は一般会員、賛助会員および名誉会員とする。
- ①会員は本学会の会則を承認する個人とする。会員は学会誌を無料で受け取ることができる。ただし、その年度の会費納入が確認された会員に限る。
 - ②賛助会員は本学会の会則を承認する企業等とし、1名の代表者を登録し、1名分の会員と同等の資格を有するものとする。
 - ③名誉会員は本学会の活動に特別に寄与した個人とし、理事会の推薦に基づき、会長が任命する。
- 第10条 会費は年額（税抜）で会員3,000円、賛助会員20,000円、名誉会員は免除とする。
- 第11条 会員登録は所定の方法により入会を申し込んだ個人または企業等とする。
- 第12条 会員資格の発生は本学会の本部または支部がこれを受理した日とする。
- 第13条 会員資格の消滅は以下の通りとする。
- ①会員・賛助会員・名誉会員は本人（または代表者）により退会の意思が通達され、本学会の本部または支部がこれを受理した日とする。
 - ②会費の未納入が2年目年度に入った日に除籍とする。除籍会員の再入会は過去未納会費全額を納入しなければならない。
- 第14条 本学会の会則に著しく違反する行為があった時は、理事会の3分の2以上の同意をもって当会員を除名することができる。
- 第15条 学会誌を書店等購入で（または登録コード紹介で）、映画英語アカデミー賞の趣旨に賛同され、所定の期間と方法で応募し、事務局審査の上、登録した個人を「臨時会員」とし、次回一回限りの投票権が与えられる。

第4章 役 員

- 第16条 本学会は以下の役員を置く。
- ①会長 1名
 - ②副会長 若干名
 - ③専務理事必要人数
 - ④理事 支部総数
 - ⑤顧問 若干名
 - ⑥会計監査 2名
- 第17条 各役員の役割は以下の通りとする。
- ①会長は本学会を代表し、業務を総理する。
 - ②副会長は会長を輔佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 - ③専務理事は小学校・中学校・高等学校・大学の各部会、選考委員会、大会、映画英語フェスティバル、学会誌、事務局、各種業界出身者で構成し、それらの重要活動分野に関する業務を役割分担総括する。
 - ④事務局担当専務理事（事務局長）は本学会の事務を統括し、学会事業の円滑な執行に寄与する。
 - ⑤理事は理事会を構成し、各地方の実情・意見を反映しながら、本学会の全国的活動に関する事項を協議する。
 - ⑥顧問は本学会の活動に関する著作権上または専門的諸課題について助言する。
 - ⑦会計監査は学会の決算を監査する。
- 第18条 各役員の選出方法ならびに任期は以下の通りとする。
- ①会長は理事会の合議によって決定され、総会で承認する。
 - ②副会長は専務理事の中から理事会で互選され、総会で承認する。
 - ③専務理事は本学会に1年以上在籍している者より、理事会が推薦し、総会によって承認された会員とする。
 - ④理事は原則として都道府県支部長とし、支部の決定の後、理事会に報告・承認により、自動的に交代する。

- ⑤顧問は本学会の活動に賛同する会社（団体）または個人の中から、理事会が推薦し、総会によって承認された担当者（個人）とする。
- ⑥会計監査は理事以外の会員の中より会長がこれを委嘱する。
- ⑦役員の任期は、承認を受けた総会から翌々年度の総会までの2年間、1期とする。ただし、会長の任期は最大連続2期とする。他の役員の再任は妨げない。
- ⑧役員に心身の故障、選任事情の変更、その他止むを得ない事情の生じた時、会長は理事会の同意を得てこれを解任できる。

第5章 理事会

- 第19条 ①理事会は会長、（副会長）、専務理事、理事、（顧問、名誉会員）にて構成する。
- ②理事会は会長が必要と認めた時、あるいは、理事会構成員の4分の1以上からの請求があった時に、会長がこれを召集する。
 - ③理事会は原則としてメール理事会とし、出席理事会を1年に1回以上開催する。出席理事会は委任状を含む構成員の2分の1以上が出席しなければ議決することができない。
 - ④理事会の議長は事務局長がその任に当たり、事務局長欠席の場合は副会長とする。
 - ⑤理事会の議決は、メール理事会は構成員全員、出席理事会は出席構成員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。
 - ⑥顧問ならびに名誉会員は理事会に出席し助言することができ、出席の場合に限り（委任状は無効）構成員の一員となり、議決権を有する。

第6章 委員会

- 第20条 本学会は映画英語アカデミー賞選考委員会を常設する。委員会の詳細は細則に定める。
- 第21条 本学会は理事会の下にその他の委員会を臨時に置くことができ、委員会の詳細は理事会の議決によって定める。

第7章 大 会

- 第22条 ①定例大会は原則として1年に1回、会長が召集する。
- ②理事会の要請により、会長は臨時大会を開催することができる。
- 第23条 大会は（会員）総会、映画英語アカデミー賞の発表、映画鑑賞、研究発表および会員の交流の場とする。研究発表者は理事会より依頼された会員・非会員、あるいは理事会に事前に通告、承認された会員とする。
- 第24条 総会に付議すべき事項は、以下の通りとする。
- ①活動報告と活動計画の承認
 - ②会計報告と予算案の承認
 - ③役員人事の承認
 - ④会則（細則）改正の承認
 - ⑤その他
- 第25条 総会の議決は出席会員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第8章 会 計

- 第26条 事務局長は会計および事務局員を任命し、理事会の承認を得る。
- 第27条 本学会の経費は会員の会費、学会誌出版による著作権使用料収入、講演会等の収入及び寄付の内から支弁する。
- 第28条 学会業務に要した経費は、理事会が認めた範囲で支払われる。
- 第29条 本学会の会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。
- 第30条 会計は年度決算書を作成し、会計監査の後、理事会に提出し、その承認を得なければならない。

第9章 支 部

- 第31条 本学会は理事会の承認の下、都道府県別に支部を設けることができる。その結成と運営方法については別に定める。
- 第32条 支部は必要に応じて支部の委員会を設けることができる。
- 第33条 理事会は本学会の趣旨・目的、あるいは会則に著しく反する支部活動があったときは、理事会の3分の2以上の同意をもって支部の承認を取り消すことができる。

第10章 会則の変更及び解散

- 第34条 本会則を変更しようとする時は構成員の3分の2以上が出席した理事会において、その過半数の同意を得た後、総会で承認されなければならない。
- 第35条 本学会を解散しようとする場合は構成員の3分の2以上が出席した理事会において、その全員の同意を得た後、総会で承認されなければならない。

第11章 責任の範囲

- 第36条 本学会は学会の公認・後援、及び依頼のもとに行われた行為であっても、その結果起こった損失に対してはいかなる責任も問われない。また、会員は学会に補償を請求することができない。

第12章 付 則

- 第37条 本学会は第1回映画英語アカデミー賞が映画英語教育学会中部支部によって開始され、本学会の基礎となったことに鑑み、同学会中部支部会員（本学会の結成日時点）は本学会結成日より満2年間、自動的に本学会会員としての資格が与えられるものとする。会費の納入は免除とする。ただし、学会誌の受け取りは有料とする。
- 第38条 書籍「第1回映画英語アカデミー賞」に執筆者として協力されたその他の地方の著者も前条同様とする。
- 第39条 本会則は2013年（平成25年）3月16日より施行する。